

令和 5 年

第 7 回大津町議会臨時会会議録

開 会 令和 5 年 6 月 26 日

閉 会 令和 5 年 6 月 26 日

大 津 町 議 会

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議長行事報告
- 令和5年度大津町一般会計補正予算の概要

会 議 に 付 し た 事 件

議案第51号	令和5年度大津町一般会計補正予算（第7号）について
--------	---------------------------

議 事 日 程 (第 1 号) 令和 5 年 6 月 2 6 日 (月) 午前 1 0 時 0 0 分開会
開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 5 1 号 令和 5 年度大津町一般会計補正予算 (第 7 号) について
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午前 1 0 時 0 5 分 開会

開議

○議 長 (桐原則雄) 皆さん、おはようございます。開会時間について大津町議会会議規則第 9 条に基づき開会時間を 1 0 時 5 分としましたので御報告申し上げます。

それではただいまから、令和 5 年第 7 回大津町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。なお、坂本典光議員、山部良二議員、西川秀貢議員、並びに中井会計管理者より欠席の届がっておりますので、御報告申し上げます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議 長 (桐原則雄) 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 1 2 7 条の規定によって、1 4 番津田桂伸議員、1 5 番荒木俊彦議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議 長 (桐原則雄) 日程第 2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 (桐原則雄) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日限りに決定しました。

日程第 3 諸般の報告

○議 長 (桐原則雄) 日程第 3 諸般の報告をします。

本臨時会における執行部の出席と本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第4 議案第51号 令和5年度大津町一般会計補正予算（第7号）について
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議長（桐原則雄） 日程第4 議案第51号、令和5年度大津町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

お諮りします。議案第51号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

金田町長。

○町長（金田英樹） おはようございます。今回の臨時会に提案しました案件の、提案理由の説明を申し上げます。

議案第51号「令和5年度大津町一般会計補正予算（第7号）について」は、既定の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出それぞれ173億2千609万9千円とするものです。

歳出について、土木費40万2千円を増額し、予備費40万2千円を減額するものです。

議案第51号については、補正予算ですので、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

なお詳細につきましては、所管部長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 皆さん、おはようございます。議案第51号の令和5年度大津町一般会計補正予算（第7号）について、御説明を申し上げます。

今回の補正は、筆界未定地における境界確定訴訟に係る代理人委託に関するものになります。

補正予算書の1ページをお願いいたします。併せて別紙補正予算の概要を御参照いただきたいと思います。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出それぞれ173億2千609万9千円とするものです。

第2条で、債務負担行為の追加を「第2表債務負担行為補正」のとおりとしております。

7ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為の補正ですけれども、今回の追加につきましては、代理人委託に要する費用に関するものでございまして、債務負担行為の期間を、「訴訟が完結するまでの間」とし、限度額

を「筆界未定地における境界確定訴訟に係る代理人委託契約による額」としております。

それでは歳出を御説明いたします。

11ページをお願いいたします。

款8、項1、目1土木総務費、節12委託料は、境界確定訴訟に係る代理人委託料になります。

款13予備費で、所用の財源を調整しております。

以上よろしくをお願いいたします。

○議 長（桐原則雄） これで提案理由の説明は終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 質疑いたします。

この境界の件について思いますのが、全員協議会で説明を受けましたけれども、第一にここは国の試算である里道であるのか。またこの資産価値ですね。これが町の資産に当たるものだったならば額はいくらになるのか。要するに管理が町がしているということであって、持ち主は国ということであるならばこの費用というのは国が負担すべきではないのかなど。結局経費の問題ですけれども、経費の妥当性これについて質疑いたします。

資産価値はいくらであるのか。現在使用されているところなのか。この点について質疑いたします。

○議 長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業水道課長。

○都市整備部長併任工業水道課長（西岡多津朗） 永田議員の質疑にお答えいたします。

里道につきましては、確かに以前は国のもので、そのあと県のほうが管理をしておりました。現在は権限委譲によりまして大津町で管理をするように権限委譲おりにきていただいておりますので、全ての里道、水路につきましては、大津町のほうで管理をするというふうになっているところがございます。言われます資産価値につきましては、水路についての資産価値というのがどういうふうに出すのかというのがちょっとわかりかねますので資産価値につきましては、現在出しておりません。申し訳ございません。

○議 長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 再度質疑いたします。

要は管理は町というのはわかります。国が県に委託して県から今度町におりてきたと。これはわかるんですよ。ただ持ち主は国じゃないんですか。この言うなら里道の持ち主とするならば、持ち主が例えば先ほど説明の中で筆界の件につきましてAさん、Bさん出てきましたよね、それと町ってなったならば。持ち主同志の話合いであって管理がうちにきたとしても、その費用まで町が管理者がするっていうのはこっちが管理をしてあげているわけですから、逆にこの経費っていうのは国に請求できるんですかね。持ち主は国なんですよ。そこのところを管理だけが町で町の持ち物ではないっていうことですよ。ここのところはっきりしておきたいと思いますので、再度質疑いたします。

○議 長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業水道課長。

○都市整備部長併任工業水道課長（西岡多津朗） 永田議員の再質疑にお答えいたします。

確かに基本的に国の所有のほうになっていると思われませんが、基本的に国土調査のときの立会いとかそういう場合は、基本的に管理の町、当時は県でしたので、県のほうが管理の立会いにきている状態でございます。県と所有者で境界を確定するようになってましたけど、当時としては県と所有者の中で境界が確定しなかったということで、その後町のほうに管理がおりてきたため町と町が管理している水路につきましては、町と所有者というかたちで現在なっているような状況でございます。

○議 長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 再度質疑いたします。

管理と所有は全然違うものですよ。県が県の持ち物とするならば県が費用負担するべきではないでしょうか。この里道というのは、使われなくなった里道というのは農業委員会何なりにかけて売払うことができるものなんですよ。実際、熊本地震でうちも工場がだめになって新しいところに行ったら里道があったんですよ。それは熊本市ですから、熊本市の農業委員会にいつ、何度もお願いしてそして値段がつけられて買取りました。要は、持ち主にそれを払うわけですよ。お金は。持ち主の責任で管理者の責任ではこれがないんで恐らく町が予備費を使っていますよね。予備費というのは、一般財源で町民が広く国費とか県費とかじゃないんじゃないですか。このお金っていうのは町民皆さんがわかちあって支払わなくてはならない経費になるのが怖いんですよ。だから県に請求できるものだったならば、県に請求するべきではないでしょうかということですよ。最度質疑いたします。

○議 長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業水道課長。

○都市整備部長併任工業水道課長（西岡多津朗） 永田議員の再々質問にお答えいたします。

法定公共物につきましては、全て町のほうで管理ということできておりますので町としては現在全てのものについて管理をしているところでございます。

それとおっしゃいましたように用途廃止につきましては、水路に関しても用途廃止、里道に関しても用途廃止はできますが、それは使われていないという前提がありまして、隣接地に対しても使用等がないということで用途廃止しても問題がないということであれば用途廃止という手もあります。ただ今回は、水路につきましては、差蓋もついておりますので現状水路としての機能はあるというふうに考えておりますので、現在としましては、水路は残すというかたちで町としてはやっつけたいと考えているところでございます。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 里道水路は平成17年に国から市町村に譲与されていると私はずっと理解をしていた。ですから、この水路も町の財産であると理解していたんです。水路も里道もですね。全協で示された図面を見る限りでは、水路としては全く用をなしてない。流れる先がないわけです。

からね。AさんとBさんが了解があれば、水路は廃止をしてAさんとBさんだけで境界を争えばいいことじゃないかなと。無駄な費用をかける必要もなくなってくるということで、必要性がないものを争っていたら余計費用がかかるということで、一つは水路は町の財産であると。法定公共物としてねというのが一つと。廃止をしたほうが合理的ではないか。AさんBさんもそのほうが利益になるのではないかと。その2点についてお尋ねをしたいと思います。

○議 長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業水道課長。

○都市整備部長併任工業水道課長（西岡多津朗） 町の所有につきましては、再度確認をさせていただきたいと思います。

それと確かに水路につきましては、現状としましては、今差蓋がついていますので、恐らく水が流れるというふうに考えます。ただそれ以外で使用がなされないということであれば、用途廃止ということもできるもあります。ただ今回は、要するに水路も含めて境界が確定していないということもありますので、現状としては用途廃止のほうの話がちょっとできないのじゃないかなと考えているところでございます。ただ、境界が正式に決まればそういう話もできるのではないかなというふうには考えているところでございます。

○議 長（桐原則雄） しばらく休憩します。確認をしてください。

午前10時19分 休憩

△

午前10時31分 再開

○議 長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

西岡都市整備部長併任工業水道課長。

○都市整備部長併任工業水道課長（西岡多津朗） 荒木議員の質疑にお答えいたします。

町共物、水路の部分につきましては筆界未定ということで、やはりまだ国の持ち物になっています。境界が確定している分に関しては、町のほうに移管されているというかたちになります。今回、裁判の中で水路については弁論の中で言わせていただければと考えているところでございます。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 議案第51号について質疑をいたします。

先ほど来から出ておりますが、里道と水路の管理ですね。大津町がいよいよ大きな企業が隣町に入ってくると。工業団地の整備も着手をしているというところですね。官民お互いに土地のやり取りというのが活性化、活発化しておると。水路里道ですね。こういった状況で町がなかなか現状把握できていなかったものや、あるいは境界が未確定だった部分というのは今後こういった事案がやはり出てくるのではないかと。単純に所有者が土地を売りたいなと思っても売れないということになってしまって、係争になったりするという例があるとすれば、この水路里道という今の現状というのはどんな感じで確認をしているのか。あるいは今後していくのかについてお尋ねします。

○議 長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業水道課長。

○都市整備部長併任工業水道課長（西岡多津朗） 時松議員の質疑に対してお答えいたします。

この筆界未定につきましては大体約八十数件あります。その中に里道水路が入っているかというのは確認をしてないんですけど、筆界未定の案件としましては、八十数件あります。今後につきましては、これにつきましては里道水路がどうなっているのかというのは確認をさせていただければと思います。ただ国土調査の成果として一応筆界未定ということになっておりますので、基本的には所有者が境界を確定するというところでございます。今回みたいに訴訟になった場合は、こういうことがあり得るのかなというふうには考えているところでございます。

できるだけ早く道路水路に関しても調べたいというふうには考えているところでございます。

○議 長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 再度質疑いたします。

ただいま答弁があったとおり80件以上そういうのがあるんですよと。そういった係争に巻き込まれるといったらちょっとあれかもしれませんが、要するに土地の確定のためにかかり増しの費用がかかるというところはわかったわけですから、これはですね、次年度の予算から今後もずっと5年10年に渡ってそういった工業団地や土地の取得を目指す方がどんどんやってくるという考え方からいけば、こういった係争に係る費用というのをしっかり積んでおかなければいけない。今予備費で出してますよね。それを町民の皆さんに御理解を賜らなければいけない。しかし、純然と来年以降もそういうのがある可能性があるとなれば、予算の中で積んでいくという作業が必要ではないかと思っておりますので、その点質疑いたします。

○議 長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業水道課長。

○都市整備部長併任工業水道課長（西岡多津朗） 時松議員の再質問に対してお答えいたします。

確かに八十数件ありますので、これにつきましては早急に道路水路が入ってないかどうかというのを確認させていただきたいと思っております。もしそれで必要であれば予算計上のほうも考えたいと思っております。

以上です。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 同じくこの件について質疑をしたいと思います。どうもお話先ほどの全協での説明とその後のいろんな御意見聞いていてわからないのが、この訴訟っていきなりふってきたものなのかって話なんです。天から降ってきたもんじゃなくて、たぶんその前っていうのがあったはずなんです。このAさんなりBさんなりから町のほうにこういう筆界未定で困っているけれども、何とかならんのかという話がたぶん事前にあつてると思うんです。そこに関しての説明というのがこれまで一切なかったものですから、そこをきちんと説明して町は恐らく言ってきたのは原告のAさんのほうなんでしょうけれども、Aさんのほうからこういう話があつてそれに対してどう対応したけれど、それが整わなかったからこういう結果になりましたというその部分についてちょっと御説明をいただきたいと思っております。

○議 長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業水道課長。

○都市整備部長併任工業水道課長（西岡多津朗） 佐藤議員の質疑にお答えいたします。

確かにいきなりというかたちですけど、以前ですね、相談にきたというかたちは調べたんですけど、残ってませんでした。立会記録を何回か見に来られたという経緯はありましたけど、裁判をするとかそういう話は全然ありませんでした。というふうにうちの相談記録のほうを確認したところそういうかたちになっておりました。

以上です。

○議 長（桐原則雄） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 裁判にするかどうかというのは別にして、この平成19年だったかな。

立会いがあって、そのあとその関係の方は、立会いの記録を見られただけで特に町に対して何も要望とかはされなかったという意味なんでしょうか。それでいきなり訴訟となるとちょっとあまりにも通常の考え方としては考えにくいことではないかと思うんですけども。

○議 長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業水道課長。

○都市整備部長併任工業水道課長（西岡多津朗） 佐藤議員の再質疑にお答えいたします。

窓口に来られて立会記録等調べられた方は別に裁判をするとかそういう話もなく立会記録を見せてくださいということで来られたということで担当のほうから聞いております。

以上です。

あくまで立会記録を見せて見せてくれということでただ、閲覧をされて帰られたということでした。はい、以上です。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対される議員の発言を許します。その後、賛成される議員の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第51号、令和5年度大津町一般会計補正予算（第7号）について）を採決します。この採決は電子採決によって行います。議案第51号は原案のとおり決定することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

以上で会議を閉じます。令和5年第7回大津町議会臨時会を閉会します。
お疲れさまでした。

午前10時39分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年6月26日

大津町議会議長 桐原 則 雄

大津町議会議員 津 田 桂 伸

大津町議会議員 荒 木 俊 彦